



三重県交通安全研修センターだより



「しない」「させない」「許さない」



◆飲酒運転による交通事故の状況

(原付以上の第1当事者)

区 分	人身事故			死亡事故		
	28年	29年	増減数	28年	29年	増減数
酒酔い	3	0	-3	0	0	0
酒気帯び(0.25以上)	19	28	9	1	4	3
酒気帯び(0.25未満)	5	3	-2	0	0	0
基準以下	7	1	-6	0	0	0
検知不能	2	2	0	0	1	1
合 計	36	34	-2	1	5	4

(三重県警察本部交通部交通企画課)

重大事故に直結する悪質・危険な飲酒運転で、いまだ「大切な命」が奪われています。自分勝手な理由で運転したため、運転者本人はもちろん、本人の家族の人生も大きく変えてしまい、取り返しのつかない結果になります。

◆飲酒が運転に与える影響

- ・動体視力が落ち、視野が狭くなる。
- ・判断能力が低下し、速度超過や乱暴な運転につながる。
- ・ハンドルやブレーキの操作が遅れる。
- ・平衡感覚が乱れ蛇行運転となる。



◆飲酒運転に対する処分や罰則

【 運 転 者 】

酒酔い運転
5年以下の懲役または
100万円以下の罰金
酒気帯び運転
3年以下の懲役または
50万円以下の罰金

【 車 両 の 提 供 者 】

酒酔い運転
5年以下の懲役または
100万円以下の罰金
酒気帯び運転
3年以下の懲役または
50万円以下の罰金

【 酒 類 の 提 供 者 ・ 車 両 の 同 乗 者 】

酒酔い運転
3年以下の懲役または
50万円以下の罰金
酒気帯び運転
2年以下の懲役または
30万円以下の罰金

※酒酔い運転・・・まっすぐ歩けないほど酔った状態で運転すること。

※酒気帯び運転・・・酒に酔った状態でなくても、一定基準以上のアルコールを体内に保有して運転すること。

◆毎年12月1日は「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす推進運動の日」です。



ハンドルキーパー運動とは・・・

やむを得ず、仲間と自動車で飲食店などへ行く場合、仲間同士や飲食店の協力を得て、飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人はお酒を飲まず、仲間を安全に自宅まで送る運動です。



「薄暮時」に要注意！



命の危険を感じるほどの猛暑も一段落し、イベントや紅葉などを楽しむ♪行楽シーズン！車やバイクで出掛ける機会も増えてきます。日中は晴天であっても、夕暮れは、思ったより早く訪れます。



日没が早まると、ドライバーにとって『視認性の低下』など、運転する状況が厳しくなり、歩行者や自転車を発見しにくくなります。スピードを控え目に慎重な運転を心掛けましょう。

夕暮れ時ちょっと早めのライト・オン運動

平成30年10月1日(月)～
平成30年12月31日(月)

- ◆早めのライト点灯
- ◆上向きライトを基本とし、こまめなライトの切り替えで事故防止
- ◆反射材を活用し身を守りましょう

交通安全ナイトスクールのご案内

日時	平成30年11月21日(水) 15:30～18:20
場所	三重県交通安全研修センター及び運転免許センター試験コース
対象	個人・グループ・団体での夜間の交通安全について興味・関心のある方
研修内容	薄暮時及び夜間の視認性、上向きライトと下向きライト、 反射材の効果、蒸発現象・幻惑など
募集人数	40名
応募期間	平成30年9月10日(月)～平成30年10月31日(水)まで (ただし、定員になり次第、締め切らせて頂きますので、ご了承ください。)

※受講は無料です。
ホームページにも掲載しています。
ご覧ください。



◇ 開館時間 午前9:30～午後4:30 ☆ご利用は無料です☆

◇ 休館日 土曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)

< 住所 > 津市垂水2566 三重県運転免許センター4階

三重県交通安全研修センター

セーフティプラザみえ

< TEL > 059-224-7721 < FAX > 059-224-7641

ホームページ

<http://www.safetyplaza-mie.com>

